神戸川の河川環境等に関する協議会 公開規定(案)

(目的)

第1条 本規定は、「神戸川の河川環境等に関する協議会」(以下「協議会」という。)設置 要綱第6条第3項に基づき、協議会の公開を定めるものである。

(協議会の公開)

第2条 協議会は原則公開とする。ただし、特別の事情により協議会が必要と認めるときは、この限りではない。

(協議会開催の周知)

第3条 協議会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに島根県ホームページ(以下、「ホームページ」という。)により一般に周知する。

(協議会の傍聴)

第4条 協議会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

(資料の配付)

第5条 協議会の配付資料は、公開することが適切でないものを除き、協議会の場で傍聴 人にも配付する。

(資料等の公開)

- 第6条 協議会の配付資料は公開することが適切でないものを除き、ホームページにて公 表する。
- 2 事務局は会議終了後速やかに議事要旨を作成しホームページにて公表する。 (雑則)
- 第7条 この規定の変更やこの規定に定めなき事項については、協議会で定める。 (附則)

この規定は平成29年6月 日から施行する。